

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等結果

1 社会福祉法人等に対する指導監査の実施状況

(1) 指導監査実績

	対象数	実施数	指摘あり	指摘なし
社会福祉法人	14	5	5	0

※指摘あり…文書指摘、口頭指摘を行った法人の件数

(2) 指摘事項の内訳

種 別	I 組織運営							II 事業					III 管理					合計
	定款	評議員・評議員会	役員	理事会	報酬	その他	計	社会福祉事業	公益事業	収益事業	その他	計	人事管理	資産管理	会計管理	その他	計	
文書指摘	3	4	0	5	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14	27
口頭指摘	0	2	0	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	15	3	18	24
助 言	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	17	15	32	34
計	3	7	0	9	1	1	21	0	0	0	0	0	0	0	46	18	64	85

※指摘事項の種別について（以下においてすべて同じ）

文書指摘：法令又は通知等の違反が認められる場合

口頭指摘：法令又は通知等の違反が認められる場合で違反の程度が軽微である場合
又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

助 言：法令又は通知等の違反が認められない場合で運営に資するものと考えられる事項

(3) 主な指摘事項

I 組織運営

○定款

- ・定款に規定されている基本財産と登記簿謄本の内容に相違があるので、必要に応じて定款変更の手続きをとること。

○評議員・評議員会

- ・評議員会の決議にあたっては、決議の前に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないか書類で確認するか、もしくは議事録に確認したことを記録しておくこと。
- ・評議員会の開催日時について、理事会決議後に新たな理事会決議を得ずに変更している事案があった。評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めることが社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 181 条に規定されているため、これを遵守すること。
 - ①評議員会の日時及び場所
 - ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - ③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

○理事会

- ・理事会の決議にあたっては、決議の前に、特別の利害関係を有する理事が加わっていないか書類で確認するか、もしくは議事録に確認したことを記録しておくこと。
- ・定款上、「理事長は 3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない」と定められている。年 4 回、四半期ごとに報告はなされているものの、各報告の間が 3 ヶ月を超えていた。理事長の業務執行報告については、各報告の間が 3 ヶ月を超えることの無いよう改善に努めること。
- ・理事会の招集通知について、期限までに発出されていない場合があったので取扱いを改めること。
- ・定款において、理事会議事録に記名押印すべき者は、出席した理事長及び監事とされているが、出席した理事長及び監事の 2 人のうち 1 人しか記名押印されていない議事録があったので、出席した理事長及び監事の全員が必ず記名押印すること。

Ⅲ 管理

○会計管理

- ・公益事業用財産を基本財産として会計処理しているので、適正に会計処理を行うこと。
- ・社会福祉事業から収益事業への資金繰入は禁止されているので修正すること。
- ・拠点区分貸借対照表（第 3 号第 4 様式）の現金預金がマイナスとなっており、実際の状況が正確に表示されていない。

予算管理責任者（会計責任者）を中心に適切に予算管理を行うことはもちろんのこと、専門家の支援も得ながら、会計基準に即して適正に会計処理を行うこと。

- ・計算書類について修正があったことが法人内部で共有されず、修正前の計算書類で監事の監査から理事会及び評議員会の承認等の一連の手続きを行っているため、修正後の計算書類で経理規程に則ったしかるべき手続きを行うこと。
- ・契約金額が 100 万円を超える契約については、経理規程に従い、請書ではなく契約書を作成すること。また、経理規程に基づき契約書を省略する場合は、その理由を稟議書に明記すること。
- ・経理規程について改正をしているが、理事会において定めておらず、附則にもその旨が記載されていなかった。
あらためて理事会の承認を得るとともに、理事会の決議を要する経理規程を含む法人内部規程について、定款細則等において整理すること。
- ・予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離があるが、補正予算が編成されていないため、予算管理責任者（会計責任者）を中心にしっかりと予算管理を行い、適切に補正予算を編成すること。
- ・補正予算の編成について、定款の定める手続きが行われていない場合があるので、定款に定める手続きを行うこと。

2 介護サービス事業所等に対する運営指導等の実施状況

(1) 運営指導等実績

	対象数	実施数	指摘あり	指摘なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	0
地域密着型通所介護	40	0	0	0
認知症対応型通所介護 ※介護予防サービス含む	4	0	0	0
小規模多機能型居宅介護 ※介護予防サービス含む	9	0	0	0
居宅介護支援	27	5	5	0
介護予防支援	4	0	0	0
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業（通所型））	36	0	0	0
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業（訪問型））	12	0	0	0

	対象数	実施数	指摘あり	指摘なし
認知症対応型共同生活介護 ※介護予防サービス含む	12	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	1	0	0	0

※指摘あり…文書指摘、口頭指摘を行った事業所等の件数

(2) 指摘事項の内訳

種 別	運営基準	会計	変更届出等	給付費等	業務管理体制	その他	合計
文書指摘	4	0	0	0	0	0	4
口頭指摘	10	0	0	0	0	0	10
助 言	25	0	0	0	0	0	25
計	39	0	0	0	0	0	39

(3) 主な指摘事項

運営基準

○内容及び手続の説明・同意

- ・利用者に対し、前六月間に当該指定居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について、文書を交付して説明を行い、利用者からの理解を得なければならないが、できていないので改めること。

○勤務体制の確保

- ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び周知・啓発、並びに相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の必要な措置を講じなければならないが、できていないので改めること。

○掲示

- ・運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が、事務所の最も奥に掲示されており、利用者が見にくい状態にあるため、応接室等、見やすい場所に移設すること。

3 障がい福祉サービス事業所等に対する実地指導等の実施状況

(1) 実地指導等実績

	対象数	実施数	指摘あり	指摘なし
指定特定相談支援事業所	12	1	1	0
指定障害児相談支援事業所	9	0	0	0
基準該当障害福祉サービス事業所	6	0	0	0

※指摘あり…文書指摘、口頭指摘を行った事業所の件数

(2) 指摘事項の内訳

種 別	運営基準	会計	変更届出等	給付費等	業務管理体制	その他	合計
文書指摘	0	0	0	1	0	0	1
口頭指摘	0	0	0	0	0	0	0
助 言	0	0	0	1	0	0	1
計	0	0	0	2	0	0	2

(3) 主な指摘事項

給付費等

○報酬算定（サービス提供時モニタリング加算）

- ・サービス提供時モニタリング加算は、継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。

確認したところ、サービスの提供場面を確認しているが、確認結果の記録が不十分なケース、また、継続サービス利用支援費を算定した場合に、機械的に当該加算が同時算定できるといった誤った解釈により加算が算定されているケースが確認された。

知識不足による制度の解釈誤り、人事異動時の引継ぎ不足及び事業所におけるチェック体制の欠如が招いた当該事案について、法人全体の問題として重く受け止め、改善に努めること。

当該加算については記録が加算の根拠となるため、記録の適正な整備に努めるとともに、加算の算定要件を再確認し、適正な報酬算定に努めること。

4 児童福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 指導監査実績

	対象数	実施数	指摘あり	指摘なし
幼保連携型認定こども園	13	1	1	0
地域型保育事業所	2	2	2	0
認可外保育施設	3	1	1	0
一時預かり事業	16	3	0	3
病児保育事業	1	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	2	0	0	0
小規模保育事業所	2	2	0	2
業務管理体制検査	14	3	0	3

※指摘あり…文書指摘、口頭指摘を行った施設等の件数

(2) 指摘事項の内訳

種 別	運営基準	会計	変更届出等	給付費等	業務管理体制	その他	合計
文書指摘	2	0	1	2	0	0	5
口頭指摘	4	0	0	2	0	0	6
助 言	0	0	0	0	0	2	2
計	6	0	1	4	0	2	13

(3) 主な指摘事項

運営基準

○利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む。）

- ・副食費徴収免除対象者から土曜保育の際の給食費を徴収しているので、該当者に徴収した副食費を返還すること。

○施設の運営に関する重要事項の掲示

- ・施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

変更届出等

○確認の変更の届出

- ・代表者、事業所の名称が変更になった場合の届け出を行うこと。